

## アクティビティノート &lt;第322号&gt;

2023年11月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
  - 1-1 2023年11月度相談受付件数 ……p.2
  - 1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3~7
2. ちょっと注目 『古い製品の使用期限と廃棄方法』 ……p.8~9
3. コラム 『怖い一酸化炭素中毒』 ……p.10~11

## TOPICS

**古い製品の使用期限と廃棄方法**

家の中を片付ける機会も増える時期ですが、戸棚の奥や倉庫から古い製品などが出てくることがあります。そして、「まだ使えるのか」「捨てるにどうするのか」などのお問合せを多くいただきます。今月は家庭で使われる化学製品の使用期限や廃棄の方法についてまとめてみました。

**怖い一酸化炭素中毒**

暖房器具が活躍する時期になりました。定期的な換気がとても大切です。特に、ストーブなどの暖房器具は、室内の酸素を使うので、酸素濃度が低くなり不完全燃焼となりがちです。この状態が進むと一酸化炭素中毒となります。今月は、怖い一酸化炭素中毒についてまとめてみました。

## 1. 相談業務

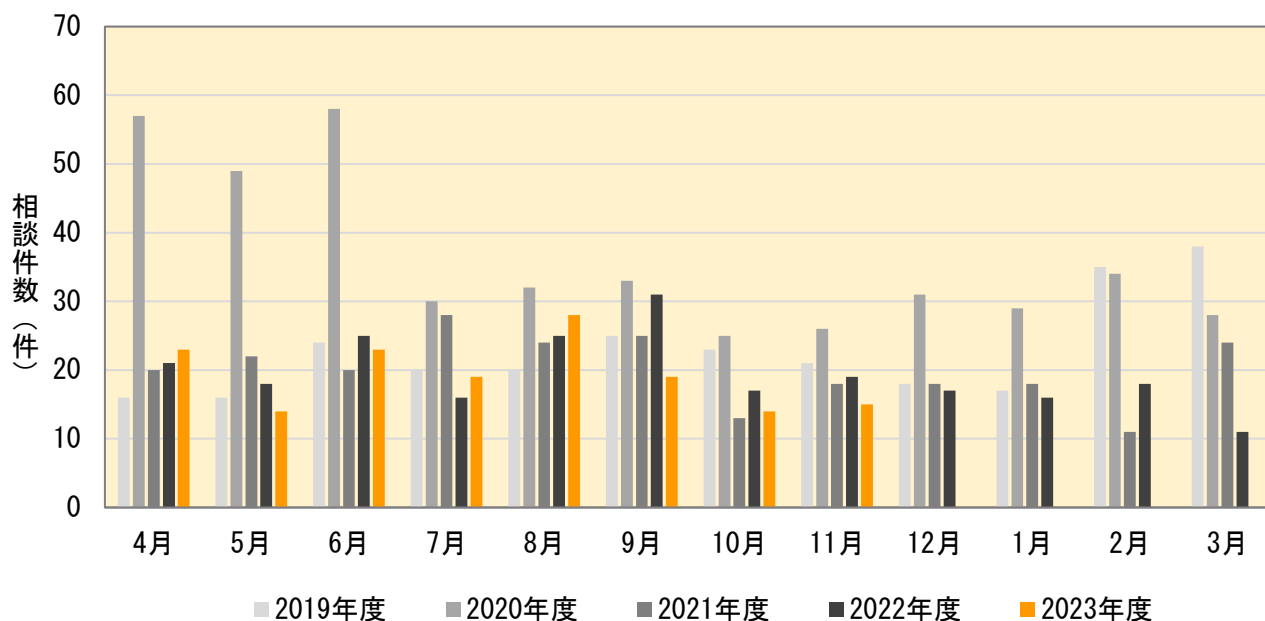
### 1. 1 相談受付件数

2023 年 11 月度相談受付件数 (10/26~11/24 実働:20 日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	1	0	1	9	0	11	73%
消費生活C・ 行政	0	0	0	1	0	1	7%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	3	0	3	20%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	1	0	1	13	0	15	
構成比	7%	0%	7%	86%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008 年 8 月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2019~2023年度)

## 1. 2 受付相談事例および内容の紹介

### ※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしてあります。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしてあります。

### ◆事故クレーム関連相談

- ◆ <賃貸住宅の外壁塗装後に体調不良> 賃貸住宅の外壁塗装後 2 カ月たっても体調不良が続いている。塗装には油性ペイントが使用され、その臭いでせき込むなどのシックハウスの様な症状が出ている状況である。施工業者に問い合わせたところ時間が経てば臭いはなくなると言われている。色々なところに相談しているが、もともと化学物質には過敏な体質である。どうしたら良いか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒シックハウス症候群とは、ホルムアルデヒド等の化学物質による空気汚染が原因で、目がチカチカする、鼻水、のどの乾燥、吐き気、頭痛、湿疹などの症状を示す様々な健康障害の総称です。ホルムアルデヒド等のシックハウス対策として国土交通省の「快適で健康的な住宅で暮らすために

([https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/sickhouse.files/sickhouse\\_2.pdf](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/sickhouse.files/sickhouse_2.pdf))」に化学物質の室内濃度の指針値も示されています。現在体調不良があるとのことですので、医療機関に相談し、原因を確認されてはいかがでしょうか。

### ◆一般相談

- ◆ <フッ素樹脂加工のフライパンの安全性について> 「フッ素樹脂加工のフライパンの表面のコーティングが剥がれてしまったが身体に害はないか」との相談を受けている。どのように説明すればよいか。〈消費生活 C〉

⇒当センターではフライパンの表面のフッ素樹脂加工について、内閣府の「食品安全委員会」がフッ素樹脂についてまとめたファクトシート（科学的知見に基づく概要書）([f02\\_fluorocarbon\\_polymers.pdf](https://www.fsc.go.jp/f02_fluorocarbon_polymers.pdf) ([fsc.go.jp](https://www.fsc.go.jp)))に基づき回答しています。その中に「仮に、はがれ落ちたコーティングの薄片を飲み込んだとしても、体内に吸収されずそのまま排出され、ヒトの体のいかなる毒性反応も引き起こさない」とあります。ファクトシートを確認の上、回答されてはいかがでしょうか。

- ◆ <クリーニング後に絨毯から出てくる粉の安全性について> 絨毯をクリーニングに出した後から、粉が出るようになった。安全性が心配になり、粉が何か調べたい。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは成分の分析などは行っていません。絨毯のメーカーによって、絨毯に使用している素材やクリーニングなど取り扱い方法が表示されています。まず、メーカーに

今回の粉の原因について確認をされてはいかがでしょうか。

- ◆ <アルカリ乾電池から液漏れした白い粉について> ラジカセの裏の電池を入れている部分に白い粉が付着していた。インターネットで調べると白い粉はアルカリ乾電池が液漏れしたことで付着していることがわかった。白い粉を拭き取ればそのまま使用できるのか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒液漏れした乾電池は使用できません。お住まいの自治体の指示に従って廃棄してください。ラジカセに付着した粉は、飛び散らないようにしてよく拭き取ってください。アルカリ乾電池には水酸化カリウム等を含む電解液が含まれ、強いアルカリ性で、皮膚に付いたまま放置すると化学やけどを起こす場合や、目に入ると失明をする恐れがあります。液漏れ後、長時間を経過すると空気中の二酸化炭素と中和反応をし、一部が炭酸塩に変化します。白い粉状の炭酸塩も、アルカリ性で、強アルカリ性ではありませんが同様の注意が必要です。ラジカセの内部まで液が漏出している場合には、外側の白い粉を拭き取っても使用できないことがあります。対応の仕方についてメーカーに確認をされてはいかがでしょうか。

- ◆ <古い洗剤などの容器について> 空き家になった実家の片付けをしていたところ、数点の 10 年以上前の洗剤や漂白剤などが出てきた。容器が中身により溶けたりしていないか。処分するにあたり何か問題があるか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒製品の容器は中身に合わせて設計をされています。保管された状態によりませんが、時間の経過による、容器からの中身の漏れや容器の変形などについて確認してください。それぞれの製品は未開封で室温にて保管した場合は、少なくとも 3 年は中身が変質しないことをメーカーで確認をしています。しかしながら、今回は 10 年以上前の製品であるので、十分な性能が発揮されないなどの可能性もあるため、使用することはお勧めできません。製品を処分する場合は他の製品と混ざらないように注意し、お住まいの自治体に廃棄方法を相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <ユリア樹脂製の容器を食器として使用してよいか> 100 円ショップで購入した、ユリア樹脂製の容器を食器として使用しても問題ないか。容器に添付されている表示には、食品に直接触れないようにとの記載がある。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒食器として使われる食品用プラスチック製品は食品衛生法により規格基準が設けられ、安全性に懸念のある物質の使用禁止や、使用の限度値を設定することにより、安全性の確保が図られています。ご相談の容器については、製品の表示から食品衛生法の規格基準に適合していないものと思われます。食器としてのご使用はお勧めできません。

- ◆ <フッ素樹脂加工の鍋を空焚きした場合の安全性について> 5 日前の夜中に搾乳器を煮沸するためにフッ素樹脂加工の鍋に入れて火にかけ、1 時間以上その場を離れ、忘れて空焚きをしてしまった。気が付いた時には白煙が出ており、近くに寝ていた 2 カ月の赤ちゃんが心配ですぐに救急外来を受診した。赤ちゃんには特に症状はなく、医師も問題ないとの診断であったが

将来何らかの影響が出るのではないかと心配である。化学製品 PL 相談インターネットで知った。

〈消費者〉

⇒フッ素樹脂加工されたフライパン等の加熱用調理器具は、適正に使用された場合にはリスクはありませんが、315～375℃以上に加熱すると、有害な蒸気（ヒュームと呼ばれる加熱生成物）が発生する可能性があり、加熱した時の生成物を吸引した場合にインフルエンザに似た中毒症状を示すとされています。空焚き等をしないよう気を付ける必要があります。既に医師の診断を受けていますので過度に心配する必要はないと思われます。但し、何らかの症状が出た際には、医療機関へ念のため相談されることをお勧めします。

- ◆ 〈食品添加物として記載されているトレハロースについて教えてほしい〉 ほとんどのお菓子里に食品添加物としてトレハロースが記載されている。化学物質には不信感があるが、トレハロースについて教えてほしい。以前に化学製品 PL 相談センターは相談したことがある。〈消費者〉

⇒トレハロースは、厚生労働省が使用を認めた食品添加物です。とうもろこしやじゃがいもでんぷんを酵素などで分解することで得られた糖質成分で、自然界にも存在します。保湿作用、タンパク質の変性抑制作用などがあり、食品の素材と良くなじみ、素材の見た目や品質を長持ちさせる働きがあります。個々の食品についてはメーカーに確認されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈フッ素樹脂加工のフライパンの安全性について〉 フッ素について危ないのではないかと不安なので教えてほしい。ニュースでPFOS、PFOAについて使用が規制されていると報道されている。フッ素加工されたフライパンの注意表示には空炊きなどしないと書かれており、フライパンを使うことに問題があるのではないかと心配になった。化学製品 PL 相談センターは消費庁から紹介された。〈消費者〉

⇒フッ素樹脂加工されたフライパン等の加熱用調理器具は、適正に使用された場合にはフッ素化合物が熱で分解することはなくリスクはありませんが、315～375℃以上に加熱すると、有害な蒸気（ヒュームと呼ばれる加熱生成物）が発生する可能性があり、加熱した時の生成物を吸引した場合にインフルエンザに似た中毒症状を示すとされています。空焚き等をしないよう気を付ける必要があります。フッ素自体は自然に広く存在する元素で無機フッ素化合物と有機フッ素化合物があります。一部の有機フッ素化合物は環境中では分解しにくいと言われており、その中でもPFOA又はその塩類については、2019年の4～5月に開催されたストックホルム条約締約国会議で、長期間にわたって分解されずに環境中に残留する有害な汚染物質（POPs）として、世界的に製造、輸出入、意図的な使用を禁止することが決定されました。国内においては、2021年4月16日「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が、閣議決定され、「PFOA又はその塩」は第一種特定化学物質として規制され、この内容がニュースで報道されました。それぞれの製品の取り扱いについては、メーカーに確認されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈オゾン発生器の安全性について〉 OO製のオゾン発生器を使っている。現在も体調に変化



はないが、2 段階の運転モードのうち強で使い続けていたようだ。安全性に問題は無いか心配になった。化学製品 P L 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒オゾンには酸化作用があり、脱臭や除菌などに効果がある成分です。オゾンについては 0.1 ppm を許容濃度とすることが日本産業衛生学会から報告されています。

([https://www.sanei.or.jp/files/topics/oels/kyoyou\\_2.pdf](https://www.sanei.or.jp/files/topics/oels/kyoyou_2.pdf))

機器の使用方法に従えば安全性に心配がないと思われそうですが、メーカーに確認をされてはいかがでしょうか。何か体調に変化がある場合は医師に相談されることをお勧めします。

- ◆ 〈電気ストーブの梱包材について〉 遠赤外線電気ストーブで梱包材の一部であった固定テープが残っており、そのまま使用していた。気づいて取り除いたが、固定テープから有害なもの出たかもしれず心配になった。メーカーに確認したところ「ポリエステル素材のテープであり、すでに取り除いているので問題ない」と言われているが、信用して良いのか。消費生活センターに確認したところ化学製品 P L 相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒ポリエステルは衣類や飲料ボトルなどにも使用されています。巾 1 cm で 2 cm ほどの固定テープをすでに取り除かれているので、現在体調に変化がないようであれば、メーカーから伝えられたように過度に心配される必要はありません。

- ◆ 〈製造物責任法について〉 今まで事業で排出していた廃棄物を、費用を払い処理していたが、廃棄物業者にてその中からリサイクルできるものを取り出すことで有価物として、買い取る事となった。このような場合、買い取ったものに対して製造物責任法が適用になるのか。消費者庁のホームページの製造物責任法 Q & A を確認したがよくわからなかった。消費者庁で確認できるか教えてほしい。化学製品 P L 相談センターはインターネットで知らべた。〈事業者〉

⇒製造物責任法の所管は消費者庁です。消費者庁のホームページの製造物責任法 Q & A には、今回のような事業者の個別事案については、「弁護士等の法律の専門家にお問い合わせください」とあります。

- ◆ 〈製造物責任法について〉 石油から精製した原料を複数の事業者を経由して購入をし、製品化を検討している。当社と各事業者に製造物責任が適用になるのか。化学製品 P L 相談センターはインターネットで知った。〈事業者〉

⇒当センターは、特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。お問い合わせにはお答えできかねます。製造物責任法は消費者庁の所管で、「製造物責任法については、製造物責任法の概要 Q & A」、「製造物責任 (P L) 法の逐条解説」が消費者庁 (caa.go.jp) から公開されていますので、それらを参考にされてはいかがでしょうか。但し、事業者の個別事案については、「弁護士等の法律の専門家にお問い合わせください」とあります。

- ◆ 〈過去のアクティビティノートについて〉 アクティビティノート 242 号に「コンセントから青い液体が出る」との事例があったことについて確認したい。〈事業者〉

⇒月次報告のアクティビティノート 242 号に消費生活センターからの問い合わせを掲載

しました。原因については当センターには知見がなく、施工業者、原料メーカーに確認するように回答しています。

#### ◆クレーム関連意見・報告等

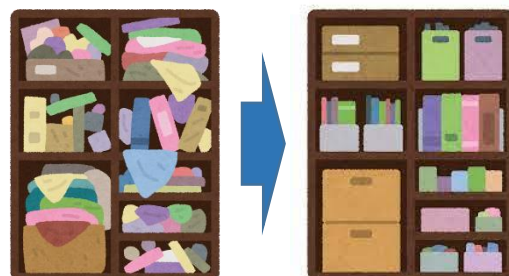
- ◆ <セラミックコーティングの鍋に付着した黒い物を調べてほしい> 犬の白がゆを作るためのセラミックコーティングをした鍋を使用している。今回、今まで使用していた鍋と同じ製品を購入し、初めて使用したら、鍋の縁に黒いものが付着していた。鍋の素材の一部が変質したのではないかと思い、メーカーに連絡したところ、「セラミックコーティングの耐熱温度は660度のため、鍋の素材ではなく食材ではないか」と言われたが納得できない。黒い付着物は洗えば取れそうであるが、この鍋を使用することが心配であり、黒い付着物を調べてほしい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは、製品の分析や調査は行っておりません。また、個別の製品の詳細情報も持ち合わせておりません。成分を調査する外部機関はありますが、当センターから特定の機関を紹介することはしていません。製品を使用して起こったことですので、改めてメーカーに状況を伝え、実際に現物を確認して回答が欲しいと伝えてははいかがでしょうか。



## 古い製品の使用期限と廃棄方法

年末が近づいてきました。家の中を片付ける機会も増えてきます。戸棚の奥や倉庫から古い化粧品や洗剤などの製品などが出てくることがあります。化学製品 PL 相談センターにも「出てきた化粧品は使えるのか」「古い洗剤なのだが廃棄するにはどうしたらよいか」などのご相談があります。家庭で使われる化学製品の使用期限や廃棄の方法についてまとめてみました。



### ○製品の使用期限

家庭で使われる化学製品の使用期限は、その製品がどのような種類かによって、使用期限が異なります。まず、製品がどの種類の製品であるのかを製品の表示で確認することが大切です。

#### ・医薬品や医薬部外品の一部

製品を未開封で室温に保存した場合、メーカーが製品の品質を保証する期間として使用期限が書かれています。使用期限が過ぎてしまった製品は、製品の効能や効果をメーカーが保証することができなくなっています。使用することは止めましょう。



#### ・医薬部外品の一部や化粧品

製品を未開封で適切な保存条件の下で製造後 3 年を超えて性状及び品質が安定であることが確認されている場合は、使用期限を表示する必要はないとされています。3 年経過したらすぐに使えなくなることはありませんが、製品を使用することはお勧めできません。



#### ・洗剤や洗剤などの家庭用品

製品を未開封で室温に保管した場合、少なくとも 3 年以上品質に変化が無いことをメーカーで確認しています。3 年経過したらすぐに使えなくなることはありませんが、なるべく早く使い切りましょう。



製品には使用期限が記載されておらず、いつ購入したのかわからない製品については、製品に記載されている製造記録番号を調べ、メーカーに問い合わせると製品の製造日がわかることがあります。製造日から 3 年経過した製品かを判断するのが使用期限の目安です。

いずれの製品も未開封で室温に保管した場合における使用期限です。使いきれない量の製品を購入して保管することは止めましょう。その都度使用できる量を購入し使い切るようにして、製品を無駄に廃棄することを防ぎましょう。



## ○製品の廃棄

製品を廃棄する場合は、お住まいの自治体のゴミ出しルールを確認してみましょう。また、廃棄の仕方がわからない場合は、相談先（清掃事務所等）を案内していることもあります。各地方自治体によって清掃工場の設備や収集方法が異なりますので確認が必要です。

製品が使いかけで少量が残っているような場合は、新聞紙や古い布などに浸み込ませてゴミ出しルールに従って廃棄してください。この場合には他の製品と混ざらないように注意しましょう。どうしても使い切れない製品が複数本残ってしまっている場合は、お住まいの地域の自治体にご相談ください。

古いエアゾール製品を廃棄する際には特に注意が必要です。廃棄方法の基本は、「**必ず中身を使い切ってから、お住まいの地域のゴミ出しルールを守ってゴミに出す**」ことです。その際に注意すべき点としては、製品を使い切った後、少量残っている可燃性ガスまで完全に抜き切ってからゴミに出すことです。エアゾール製品をゴミに出す際の手順は、下記のようになります。

- ① 缶を手で振って中身の有無を確認する。
- ② 「シャカシャカ」、「チャプチャプ」など音がしたらまだ中身が残っているので必ず使い切る。
- ③ 「ガス抜きキャップ」で残ったガスを出し切る。
- ④ 地域のゴミ出しルールに従ってゴミに出す。

缶の穴あけは、特に中身やガスが残った状態で行うと噴出や引火の原因になり危険です。

最近のエアゾール製品には、残ったガスを楽に、かつ安全に抜くことができるようにガス抜きキャップが装備されています。中身を使い切った上でこれを利用し、残ったガスまで完全に抜き切るようにしましょう。エアゾール製品の廃棄方法やガス抜きキャップの使い方については、日本エアゾール協会のホームページに分かりやすい紹介がありますので参考にされるとよいでしょう。<sup>1) 2)</sup>

台所のシンクや洗面台の流しは、水が流れることから噴射ガスも一緒に流れると考えてはいませんか。可燃性ガスは、低い場所に滞留することになり、火の気があると発火する危険があります。ガス抜きキャップを使い、抜き切る時の場所も重要です。必ず「**風通しが良く、火気のない屋外で**」行ってください。

### 【参考にした情報】

1) 正しい捨て方；一般社団法人 日本エアゾール協会

<https://www.aiaj.or.jp/safety/dispose/>

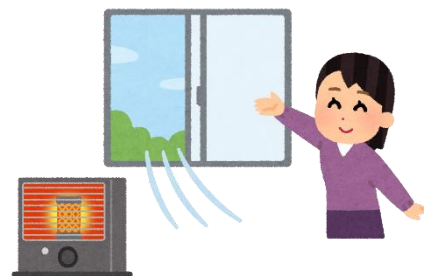
2) ガス抜きキャップの使い方；一般社団法人 日本エアゾール協会

<https://www.aiaj.or.jp/safety/lid/>



## 怖い一酸化炭素中毒

気温が下がり、暖房器具が活躍する時期になりました。定期的な換気は、感染症予防も兼ねてとても大切です。特に、ストーブなどの火を使う暖房器具は、室内の酸素を使いながら燃焼するので、室内の酸素濃度が低くなりがちです。そのまま使い続けると不完全燃焼が進むことになるので、一酸化炭素中毒に注意をする必要があります。今回は、怖い一酸化炭素中毒についてまとめてみました。



### ○怖い一酸化炭素中毒<sup>1) 2) 3)</sup>

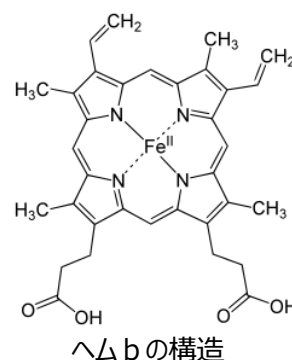
一酸化炭素 (CO) は、空気とほぼ同じ重さ(比重: 0.967)です。無味・無臭・無色なので、その存在を感知しにくい気体で、気付かないうちに中毒状態に陥って死亡するケースもあります。

一酸化炭素の濃度	症状
35ppm 以下 (喫煙による煙)	無しまたは軽い頭痛
0.005% (50ppm)	軽い頭痛、激しく動いたときの呼吸困難
0.01% (100ppm)	拍動性の頭痛、体動による息切れ
0.02% (200ppm)	激しい頭痛、興奮、判断力低下、めまい、視覚減退
0.04% (400ppm)	1~2 時間で前頭痛、吐き気 2.5~3.5 時間で後頭痛
0.16% (1,600ppm)	20 分間で頭痛、めまい、吐き気 2 時間で死亡
0.32% (3,200ppm)	5~10 分間で頭痛、めまい 30 分間で死亡
1.28% (12,800ppm)	1~3 分間で死亡

中毒症状は、頭痛、めまい、意識障害などで、最初はめまいや手足のしびれ、その後体を動かすことが不自由となって吐き気などの症状が起き、少しずつ悪化します。また、最初は風邪の症状に似ていることから対処が遅れる場合もあり、さらに、燃焼の状況によっては不完全燃焼が進み、室内の一酸化炭素の濃度が急に高くなることもあります。気が付いたときには、既に体が動かなくなっています。この状態で一酸化炭素を長時間吸い続けると危険な状態となり、記憶障害、知能低下などの後遺症をもたらすことにもなります。

### ○一酸化炭素中毒のメカニズム

人は肺で呼吸をして体内に酸素を取り込みます。体の隅々まで酸素を送り届けているのは、循環している血液の重量で約 15% を占める赤血球の役割です。赤血球には、鉄原子が含まれたヘムと呼ばれるポリフィリン誘導体を含んだタンパク質であるヘモグロビン (血色素) が含まれており、この鉄原子の部分に酸素が結合します。酸素の結合した状態をオキシヘモグロビン、酸素が結合していない状態をデオキシヘモグロビンと呼んでいます。オ



キシヘモグロビンは鮮赤色で動脈を流れる血液で、デオキシヘモグロビンは暗赤色で静脈を流れる血液です。血液が体中を循環することで、酸素を必要としている細胞に酸素を送り届けています。

人が一酸化炭素を吸い込むと、酸素の代わりに一酸化炭素がヘムの鉄原子に結合します。一酸化炭素が結合した状態はカルボキシヘモグロビンと呼ばれますが、一酸化炭素は酸素に比べて 200 倍以上も結びつきやすい性質をもっているため、酸素を送り届けることができなくなってしまいます。

### ○一酸化炭素中毒を防ぐには<sup>1)</sup>

#### ・調理中には、窓や換気扇などを利用して換気しましょう

ガス瞬間湯沸器、ガスコンロなどを使用する間は、常時、窓開けや換気扇を回し続けて、排気ガスを外に出しましょう。

#### ・暖房器具使用時は一酸化炭素をためないよう、こまめな換気をしましょう

室内で、ストーブなどの開放型暖房器具を使用するときには、定期的に空気を入れ換えることが必要です。そのためには、1 時間に 1 回以上 5 分間程度窓を開けるか、時間を決めて換気扇を回すなど、こまめな換気を心がけましょう。

### ○効率的に換気をしましょう

換気のポイントは、室内の空気の流れをスムーズにすることです。まず、換気用の小窓や給排気口が家具などでふさがれていないかを確認してください。次に、空気の入出口ができるだけ対角線になるように 2 か所（換気扇と窓・窓と窓などの組み合わせなど）以上をつくり、効率的に換気されるように工夫します。

クルマが雪で埋まった場合にも注意が必要です。車体の隙間などから排ガスが車内に入る危険性があり、一酸化炭素中毒となりやすくなります。マフラーの周囲が雪で埋まらないように気を付けましょう。天候によっては、クルマが雪に深く埋まることもあります。降雪時に車内にとどまる際には、できるだけエンジンを切るようにしましょう。また冬場は万が一に備えて、除雪用のスコップや防寒着、毛布などを車内に用意しておくといよいでしょう。<sup>4)</sup>



#### 【参考にした情報】

1) 一酸化炭素中毒に注意しましょう：東京都保健医療局 東京都多摩立川保健所

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/tthc/kankyou/soudan/sitsunai/carbonmonoxide.html>

2) CO 中毒事故を防ぐために：LP ガス安全委員会

<http://www.lpg.or.jp/safety/safety04.html>

3) 一酸化炭素中毒 (CO 中毒) 職場の安全サイト：厚生労働省

[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo08\\_1.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo08_1.html)

4) クルマ何でも質問箱 雪で埋まった場合の一酸化炭素中毒の危険性：JAF

<https://jaf.or.jp/common/kuruma-qa/category-natural/subcategory-snow/faq255>

## 化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
- ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
- ・お申し込みはE-mail ([PL@jcia-net.or.jp](mailto:PL@jcia-net.or.jp)) で。  
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。  
①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など  
④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

## 出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。  
各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。  
日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。  
(TEL 03-3297-2602 担当：菅沢(スガサワ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

### 化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル7階  
TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604  
URL : <https://www2.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。